

平成20年8月26日

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

台東区では、最近の工事資材の急激な高騰状況に鑑み、工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」について、当面、下記のとおり適用することといたしました。

記

1 対象資材

鋼材類と燃料油の2資材を対象とします。

2 対象工事

適用日時点で継続中の工事及び、今後新たに契約する工事を対象とします。

3 発注者負担

対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%までは受注者の負担とし、1%を超える額を区が負担することとします。

(ただし、部分払いを行った場合は、出来高部分に相応する契約金額を控除した額が、対象工事費になります。)

4 適用年月日

平成20年9月1日

なお、このたびの措置は暫定的な措置であり、単品スライド条項適用の期間については、今後の資材価格の動向等を踏まえて、判断してまいります。

5 変更請求の時期

工期の末日の2か月前までに契約金額の変更請求を行い、区との協議を経て、契約金額の変更額を定めます。

6 その他

詳細な運用基準については、今後、東京都の運用基準などを踏まえ、策定します。

《参考》台東区工事請負契約約款(抜粋)

第25条第5項 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

問い合わせ先

台東区総務部経理課契約担当

(5246)1084ダイヤル